

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

## 理 由

上告人らの上告理由（上告状記載のものを含む）について。

金銭は、特別の場合を除いては、物としての個性を有せず、単なる価値そのもの  
と考えるべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有者  
者は、特段の事情のないかぎり、その占有者と一致すると解すべきであり、また金  
銭を現実支配して占有する者は、それをいかなる理由によつて取得したか、また  
その占有を正当づける権利を有するか否かに拘わりなく、価値の帰属者即ち金銭の  
所有者とみるべきものである（昭和二九年十一月五日最高裁判所第二小法廷判決、  
刑集八卷一一号一六七五頁参照）。

本件において原判決の認定した事実によると、訴外Dは上告人Aをだまして一  
万円余の交付を受け、自己が上告人らから依頼されて経営に従事していた判示店舗  
の売上金六万余円を加えた金一七二、三〇〇円を、自己の銀行預金を払戻した自己  
の金であるといつて執行吏に提出したというのであるから、一万円余は上告人A  
から交付を受けたとき、六万余円は着服横領したとき、それぞれ訴外Dの所有に帰  
し上告人らはその所有権を喪失したものであるべきである。これと同趣旨の原判決  
の判断は正当であつて、これを誤なりとする論旨は理由なく、違憲の主張も前提を  
欠き採用しえない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、  
主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 奥 野 健 一

裁判官	山	田	作	之	助
裁判官	草	鹿	浅	之	介
裁判官	城	戸	芳		彦
裁判官	石	田	和		外